

「ひろぎんポイントサービス」利用規約

*2024年4月15日「トータルポイントサービス」のサービス改定に合わせ本規約制定致します。

「ひろぎんポイントサービス」(以下「本サービス」といいます)は、株式会社広島銀行(以下「当行」といいます)が定めるこの利用規約(これに関連する規約・通知等を含み、以下「本規約」といいます)に従い提供されます。

お客さまは本サービスを、本規約に同意した上で利用するものとします。お客さまが本サービスの利用を開始した場合は、本規約に同意したものとみなされます。

第1条. サービス内容

本サービスのサービス内容は以下のとおりとします。

1. 当行との取引状況により各種手数料優遇特典を受けることができる(以下、「手数料優遇サービス」)
2. 当行取引内容等に応じて提供されるポイント(以下「ひろぎんポイント」といいます)を当行のポイント提携企業(以下「ポイント提携企業」といいます)が提供するポイントサービスのポイント交換やその他当行が定める方法により利用することができる(以下、「ポイントサービス」)

なお、本サービスの提供にあたっては、原則として、当行へお届けの住所・氏名・生年月日等一致しているお客さまを同一人物として取扱い、各種手数料優遇判定、ポイント集計等を行います。

第2条. 利用対象

本サービスのご利用者(以下「会員」といいます)は、普通預金口座を開設している個人の方に限ります。ただし、非居住者・任意団体の方は対象外とします。

なお、ポイントサービスは、ひろぎんアプリへの口座登録およびポイントサービスのアカウントを登録している方を対象とします。

第3条. 会員登録

当行所定の方法により申込を受付し、所定の手続きを行い、当行がこれを承諾した日(以下「契約日」といいます)から本サービスの提供を開始します。

第4条. ポイントサービスのアカウントおよびパスワードの管理

1. 会員は会員登録情報、ユーザーアカウント及びパスワードを自らの責任において厳重に管理しなければなりません。
2. 会員登録情報、ユーザーアカウント及びパスワードによりなされた本サービスの利用は、当該

情報と一致する会員によりなされたものとみなします。

3. 会員登録情報、ユーザーアカウント及びパスワードが他の第三者に使用されたことによって会員が被る損害については、当該会員の故意過失の有無にかかわらず、当行は一切責任を負いません。

第5条. 手数料優遇サービスの判定と優遇

1. 会員の当行全店での取引を集計して、毎月末に優遇判定を行います。
2. 翌月15日から翌々月14日まで取引状況に応じた特典を受けることができます。
3. 優遇判定取引、判定基準、特典などの詳細はホームページ等でお知らせします。
なお、この取引項目等は、事前の通知無く変更することがあります。

第6条. ひろぎんポイントの提供

1. 当行取引内容等に応じ提供されるひろぎんポイントは、当行が提供するポイントサービスです。
2. ポイントサービスによるひろぎんポイント取得条件等は、当行ホームページ等で告知します。
なお、この提供基準等は、事前の通知無く変更することがあります。
3. ある取引についてのひろぎんポイントの付与、付与数、その他ひろぎんポイント付与に関する最終的な判断は、当行が行うものとします。

第7条. ひろぎんポイントの利用と有効期限

1. ポイントサービスは、ひろぎんアプリのポイントサービス画面にて、保有ポイント数の確認およびポイント利用にかかる申込みができます。
2. ポイントサービス会員は、ひろぎんポイントを、ポイント提携企業が提供するポイントサービスのポイント交換やその他当行が定める方法により利用することができます。
3. ポイント交換には、ポイント提携企業が定めるサービス等へ事前にお申込みが必要です。
4. ポイント提携企業毎のポイント交換比率等の諸条件はひろぎんアプリおよびホームページ等でお知らせします。なお、この諸条件等は、事前の通知無く変更することがあります。
5. ポイント利用の取引取消はできず、当行はひろぎんポイントの変換に一切応じません。
6. ひろぎんポイントの有効期限は、原則としてひろぎんポイントを獲得した年度の2年後の年度末(3月)までとし、有効期限を経過したひろぎんポイントは自動的に失効するものとします。

第8条. サービス内容の改廃及び規約の変更等

1. 本サービス内容は、当行の都合により、事前の通知無く変更・終了することがあります。
2. 本規約は、当行の都合で変更することがあります。規約変更日以降は変更後の規約に従うものとし、この変更によって生じた損害について当行の責めに帰すべき場合を除き当行は一切の責任を負いません。
3. 前各項の改廃および変更については、その効力が発生する日(「効力発生日」といいます)まで

に、ホームページ等適切な方法により、効力発生日と改廃および変更内容を周知いたします。ただし、会員の一般の利益に適合する場合は、即時に改廃および変更内容を適用することがあります。

第9条. 個人情報その他会員に関する情報の取扱い

1. 当行は、会員の個人情報その他の会員に関する情報を、当行が別途定める個人情報保護宣言に従って適切に取り扱います。
2. 大日本印刷株式会社に対し、ひろぎんポイント管理を目的として、以下の個人情報を提供します。会員は個人情報の提供に同意するものとします。
【提供する情報の項目】生年月日、メールアドレス等
3. ポイント提携企業に対し、ポイント交換におけるポイント提携企業での会員情報確認を目的として、以下の個人情報を提供します。
【提供する情報の項目】ポイント交換時に必要となるポイント提携企業の会員番号等

第10条. 通知

当行は、会員が登録したメールアドレスに、本サービスの手続きに関する連絡や広告・宣伝やその他サービスの販売促進を目的としたメールを配信することがあります。ただし、会員からメール配信を中止するよう申し出があった場合、当行はただちに広告・宣伝やその他サービスの販売促進目的でのメールアドレスの取扱いを中止します。

第11条. 反社会的勢力等の排除

1. 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当行は、会員が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、本契約を継続することが不適切である場合には、直ちに本契約を解除することができます。
4. 前項の規定の適用により本契約が解除された場合、会員は当行に生じた損害を賠償する責任を負います。また、当該解除により会員に損害が生じても、会員は当行に一切請求を行うことができないものとします。

第12条. 利用停止

会員が次のいずれかに該当した場合は、本サービスの利用を停止します。

- (1) 会員について、支払の停止があったとき、または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
- (2) 会員が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (3) 届出の住所・氏名宛に郵送した通知または送付書類が未着として当行に返戻されるなど、会員が所在不明となったとき
- (4) 会員が申込みの時に虚偽の申告をしたとき
- (5) 会員がその他本規定に違反する等、当行がサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき

第13条. 退会

- 1. 本サービス会員が本契約を解約する場合は、当行所定の方法によるものとします。
- 2. 次のいずれかに該当した場合は、会員から解約の申出なく、本サービスの契約は終了することがあります。
 - (1) 全ての口座を解約した場合
 - (2) 全ての口座が普通預金規定等に基づき、解約された場合
 - (3) 当行が、別途定める一定期間の利用がないために、全ての口座の預金取引を停止した場合
 - (4) 会員本人が亡くなられた場合
 - (5) 以下に該当した場合、ポイントサービスは退会扱となります。
 - ①ひろぎんアプリに登録の口座を全て解約した場合

- ②ひろぎんアプリのアカウントを削除した場合
- ③ひろぎんアプリへの登録口座を全て削除した場合

3. 次のいずれかに該当した場合は、当行はいつでも、本サービスを解約することができます。

- (1) 会員について、支払の停止があったとき、または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
- (2) 会員が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (3) 住所変更を怠るなど会員の責めに帰すべき事由によって当行において会員の所在が不明になったとき
- (4) 会員が申込みの時に虚偽の申告をしたとき
- (5) 会員がその他本規定に違反する等、当行がサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき
- (6) サービス開始時のポイントサービス会員移行先について、会員移行から3年間初期移行手続きがないとき

4. 本契約が終了した場合、本サービスで保有していたひろぎんポイントは失効します。併せて、各種手数料の優遇や特典を受けることもできなくなります。

第14条. 禁止事項

1. 会員は本サービスの利用にあたり、以下の行為はしてはならないものとします。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 他の会員または第三者を誹謗中傷する行為
- (3) 他の会員または第三者に不利益を与える行為
- (4) 他の会員または第三者の人権を損害する行為
- (5) 法令に違反する行為または違反するおそれがある行為
- (6) 本サービスの運用を妨害する行為
- (7) 本サービスの信用を毀損する行為
- (8) その他当行が不適切と判断する行為

2. 会員が前項の禁止行為を行い、当行または第三者に損害を与えた場合には、会員は当該損害を賠償する責任を負うものとします。

3. 会員が公開、頒布、流布した情報等により、第三者との間で紛争が生じた場合には、会員は自己の責任でその一切を解決することとし、当行にいかなる迷惑もかけないものとします。

第15条. 譲渡・質入等の禁止

本契約に基づく本サービスの権利は、譲渡、質入、または第三者への貸与等はできません

第16条. 税金および費用

ポイントの取得、ポイントの利用、特典との交換にともない、税金や付帯費用が発生する場合には、会員がこれらを負担するものとする。

第17条. 免責事項

1. やむを得ない事由による通信機器、回線等の障害を原因として本サービスの取扱いが遅延したり不能になった場合、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. 災害、事変や法令および官公庁の要請等を受け入れたことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 本サービスの利用時に公衆電話回線等の通信経路において、盗聴がなされたことにより、本サービスの会員の情報が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
4. 会員が、本サービスの利用により、損害を被ったとしても、それが当行の故意・重過失により発生したものでない限り、当行は当該損害を賠償する責任を負いません。
5. 会員が会員資格を喪失した場合には、以降本サービスの利用ができなくなります。

第18条. 準拠法及び管轄

本規約の準拠法は日本法とし、本規約、本サイト及び本サービスに関する一切の紛争は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(2024年 4 月 15 日制定)